

議案第 3 2 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するも
のとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号本文中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号本文中「55,000円を限度として」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第4項中「に係る」を「及び駐車場等に係る」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

宇治市職員の給与について、所要の改正を行うものであります。